

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年3月6日

【計算期間】 第2期中 自 平成23年6月7日 至 平成23年12月6日

【ファンド名】 S B I グレーターチャイナC B ファンド

【発行者名】 S B I アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木暮 康明

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 03 - 6229-0170

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年1月6日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本 ケイマン	9,996,000 539,185,933	1.67 89.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	50,372,617	8.40
合計（純資産総額）	-	599,554,550	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年1月6日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)	1万口あたり純資産額 (円)
第1計算期間末 平成23年6月6日	(分配付) 862,371,575 (分配落) 792,207,575	(分配付) 11,062 (分配落) 10,162
平成22年12月末日	891,215,164	10,642
平成23年 1月末日	896,674,826	10,748
平成23年 2月末日	880,130,184	10,704
平成23年 3月末日	854,758,542	10,807
平成23年 4月末日	862,005,389	11,159
平成23年 5月末日	854,430,323	10,955
平成23年 6月末日	763,697,477	9,692
平成23年 7月末日	759,538,536	9,693
平成23年 8月末日	703,317,310	9,203
平成23年 9月末日	631,924,341	8,401
平成23年10月末日	604,148,887	8,272
平成23年11月末日	603,722,483	8,381
平成23年12月末日	598,555,655	8,531
平成24年 1月 6日	599,554,550	8,545

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

決 算 期	1万口あたりの分配金(円)
第1計算期間 自 平成22年6月11日 至 平成23年6月6日	900

【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1計算期間 自 平成22年 6月11日 至 平成23年 6月6日	10.62
第2計算期間(中間期) 自 平成23年 6月 7日 至 平成23年12月6日	16.78

収益率は以下の数式により算出しております。

$$\text{収益率}(\%) = \{ (\text{計算期間末の基準価額} - \text{前計算期間末の基準価額}) / \text{前計算期間末の基準価額} \} \times 100$$

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末(設定時)の基準価額10,000円として計算しております。

2 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期 間	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済み数量（口）
第1計算期間 自 平成22年 6月11日 至 平成23年 6月 6日	949,650,000	170,050,000	779,600,000
第2計算期間（中間期） 自 平成23年 6月 7日 至 平成23年12月 6日	37,640,000	113,390,000	703,850,000

（注）本邦外における販売、解約の実績はありません。
第1計算期間の設定数量には当初設定数量635,630,000口を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（平成23年6月7日から平成23年12月6日まで）の中間財務諸表について、三響監査法人による中間監査を受けております。

S B I グレーターチャイナC B ファンド
（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 〔平成23年6月6日現在〕	第2期中間計算期間末 〔平成23年12月6日現在〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	108,426,908	19,084,818
投資信託受益証券	750,879,922	584,347,948
派生商品評価勘定	15,942,154	4,444,431
未収入金	-	7,710,350
未収利息	148	26
流動資産合計	875,249,132	615,587,573
資産合計	875,249,132	615,587,573
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	1,494,980
未払収益分配金	70,164,000	-
未払解約金	7,093,576	14,116,842
未払受託者報酬	178,966	145,992
未払委託者報酬	5,368,765	4,379,662
その他未払費用	236,250	236,250
流動負債合計	83,041,557	20,373,726
負債合計	83,041,557	20,373,726
純資産の部		
元本等		
元本	779,600,000	703,850,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	12,607,575	108,636,153
元本等合計	792,207,575	595,213,847
純資産合計	792,207,575	595,213,847
負債純資産合計	875,249,132	615,587,573

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 平成22年 6月11日 至 平成23年12月10日	第2期中間計算期間 自 平成23年 6月7日 至 平成23年12月6日
営業収益		
受取利息	8,798	6,503
有価証券売買等損益	57,995,077	124,826,413
為替差損益	2,099,918	1,231,206
営業収益合計	55,903,957	126,051,116
営業費用		
受託者報酬	156,331	145,992
委託者報酬	4,689,910	4,379,662
その他費用	405,500	472,930
営業費用合計	5,251,741	4,998,584
営業利益又は営業損失（ ）	50,652,216	131,049,700
経常利益又は経常損失（ ）	50,652,216	131,049,700
中間純利益又は中間純損失（ ）	50,652,216	131,049,700
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,376,314	12,751,841
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	12,607,575
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,514,076	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,514,076	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	176,490	2,945,869
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	176,490	1,656,264
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,289,605
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	58,613,488	108,636,153

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、中間計算期間末日の基準価額で評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
３．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（追加情報）

第2期中間計算期間 自 平成23年6月7日 至 平成23年12月6日
当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	期 別	第1期 〔平成23年6月6日現在〕	第2期中間計算期間末 〔平成23年12月6日現在〕
１．計算期間の末日における受益権の総数		779,600,000口	703,850,000口
２．元本の欠損		—	中間貸借対照表上の純資産額が、元本総額を下回っており、その差額は108,636,153円であります。
３．計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）		1.0162円 （10,162円）	0.8457円 （8,457円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期中間計算期間（自 平成22年6月11日 至 平成22年12月10日）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（自 平成23年6月7日 至 平成23年12月6日）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第1期 〔平成23年6月6日現在〕	第2期中間計算期間末 〔平成23年12月6日現在〕
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 (その他の注記)の3. デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 (その他の注記)の3. デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
--	--

（その他の注記）

1．元本の移動

期 別	第1期 〔平成23年6月6日現在〕	第2期中間計算期間末 〔平成23年12月6日現在〕
項 目		
期首元本額	635,630,000円	779,600,000円
期中追加設定元本額	314,020,000円	37,640,000円
期中一部解約元本額	170,050,000円	113,390,000円

2．有価証券関係

第1期（平成23年6月6日現在）

該当事項はありません。

第2期中間計算期間（平成23年12月6日現在）

該当事項はありません。

3．デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

（単位：円）

区分	種類	第1期 〔平成23年6月6日現在〕				第2期中間計算期間末 〔平成23年12月6日現在〕			
		契約額等		時価	評価 損益	契約額等		時価	評価 損益
		うち 1年超				うち 1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	744,866,434	—	728,924,280	15,942,154	541,298,311	—	538,348,860	2,949,451
合計		744,866,434	—	728,924,280	15,942,154	541,298,311	—	538,348,860	2,949,451

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1．計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2．計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

- () 資本金の額(平成24年3月6日現在)
委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- () 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。
- () 発行済株式の総数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。
- (iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます。）は以下の通りです。

（平成24年1月6日現在）

ファンドの種類	本 数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	16	27,431
単位型株式投資信託	8	27,713

(3)【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び第25期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の財務諸表について、並びに当中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、優成監査法人により監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第24期		第25期	
		(平成22年 3 月31日現在)		(平成23年 3 月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
・流動資産					
預金		628,350		583,773	
前払費用		1,461		1,853	
未収入金		—		—	
未収委託者報酬		109,780		103,057	
未収運用受託報酬		2,653		2,586	
未収投資顧問料	* 2	20,084		22,342	
その他		303		310	
流動資産合計		762,634	77.5	713,924	84.2
・固定資産					
有形固定資産					
器具備品	* 1	1,873		1,249	
有形固定資産合計		1,873	0.2	1,249	0.2
無形固定資産					
電話加入権		67		67	
その他		1,900		2,639	
無形固定資産合計		1,967	0.2	2,706	0.3
投資その他の資産					
投資有価証券		100,288		38,383	
関係会社株式		90,000		120,000	
長期差入保証金	* 2	26,819		26,819	
投資損失引当金		—		55,115	
長期未収入金		225		—	
投資その他の資産合計		217,332	22.1	130,087	15.3
固定資産合計		221,174	22.5	134,043	15.8
資産合計		983,808	100.0	847,967	100.0

区分	注記 番号	第24期		第25期	
		(平成22年 3 月31日現在)		(平成23年 3 月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
．流動負債					
預り金		819		855	
未払金	* 2	78,937		72,010	
(未払手数料)		(63,326)		(56,276)	
未払法人税等		1,017		1,055	
未払消費税等		3,026		2,273	
流動負債合計		83,801	8.5	76,194	9.0
負債合計		83,801	8.5	76,194	9.0
(純資産の部)					
．株主資本					
1 資本金		400,200	40.7	400,200	47.2
2 利益剰余金					
その他利益剰余金		501,232		371,573	
繰越利益剰余金		501,232		371,573	
利益剰余金合計		501,232	51.0	371,573	43.8
株主資本合計		901,432		771,773	
．評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		1,425		—	
評価・換算差額等合計		1,425	0.2	—	
純資産合計		900,007	91.5	771,773	91.0
負債・純資産合計		983,808	100.0	847,967	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第24期			第25期		
		自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日			自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益	* 1						
委託者報酬		648,482			609,128		
運用受託報酬		17,796			14,731		
投資顧問料		97,964	764,243	100.0	86,560	710,420	100.0
営業費用							
支払手数料		437,202			390,698		
広告宣伝費		846			251		
調査費		14,552			15,227		
(調査費)		(14,552)			(15,227)		
委託計算費		63,984			65,090		
営業雑経費		20,673			22,878		
(通信費)		(1,296)			(1,367)		
(印刷費)		(17,461)			(19,455)		
(協会費)		(1,297)			(1,347)		
(諸会費)		(512)			(471)		
(その他営業雑経費)		(107)	537,259	70.3	(236)	494,145	69.6
一般管理費							
給料		148,513			151,154		
(役員報酬)		(21,350)			(21,521)		
(給料・手当)		(127,163)			(129,632)		
交際費		445			1,363		
旅費交通費		6,237			6,476		
福利厚生費		15,113			15,844		
租税公課		2,230			2,209		
不動産賃借料		26,765			26,765		
器具備品賃借料		805			291		
消耗品費		1,638			1,951		
事務委託費		8,924			9,068		
退職給付費用		5,688			5,195		
固定資産減価償却費		1,271			1,191		
諸経費		5,830	223,465	29.2	5,852	227,363	32.0
営業利益又は営業損失（ ）			3,518	0.5		11,088	1.6
営業外収益							
受取利息		194			122		
団体定期保険配当金		285			—		
雑収入		465	945	0.1	286	408	0.1
営業外費用							
雑損失		75	75	0.0	244	244	0.0
経常利益又は経常損失（ ）			4,389	0.6		10,923	1.5
特別損失							
投資損失引当金繰入額		—			55,115		
投資有価証券評価損		—			63,330	118,445	16.7
固定資産除却損		553	553	0.1	—		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）			3,836	0.5		129,369	18.2
法人税、住民税及び事業税			290	0.0		290	0.0
当期純利益又は当期純損失（ ）			3,546	0.5		129,659	18.2

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第24期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第25期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	400,200	400,200
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	400,200	400,200
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	497,686	501,232
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,546	129,659
当期変動額合計	3,546	129,659
当期末残高	501,232	371,573
利益剰余金合計		
前期末残高	497,686	501,232
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,546	129,659
当期変動額合計	3,546	129,659
当期末残高	501,232	371,573
株主資本合計		
前期末残高	897,886	901,432
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,546	129,659
当期変動額合計	3,546	129,659
当期末残高	901,432	771,773
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	5,148	1,425
当期変動額	6,573	1,425
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,573	1,425
当期変動額合計	6,573	1,425
当期末残高	1,425	—
評価・換算差額等合計		
前期末残高	5,148	1,425
当期変動額	6,573	1,425
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,573	1,425
当期変動額合計	6,573	1,425
当期末残高	1,425	—
純資産合計		
前期末残高	903,034	900,007
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,546	129,659
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,573	1,425
当期変動額合計	3,027	128,234
当期末残高	900,007	771,773

重要な会計方針

項目	第24期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第25期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 移動平均法に基づく原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）	子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左
2．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、器具備品 5 - 15年です。 無形固定資産 定額法によっております。 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3．引当金の計上基準	_____	投資損失引当金 投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要額を計上しております。 当事業年度に発生した投資損失引当金繰入額55,115千円は「特別損失」に計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。	消費税及び地方消費税の会計処理 同左

会計方針の変更

第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。	(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)												
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>6,982千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>6,982千円</td></tr> </table>	器具備品	6,982千円	合計	6,982千円	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>7,586千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>7,586千円</td></tr> </table>	器具備品	7,586千円	合計	7,586千円				
器具備品	6,982千円												
合計	6,982千円												
器具備品	7,586千円												
合計	7,586千円												
* 2 関係会社に対する資産及び負債 <table> <tr> <td>未収投資顧問料</td><td>17,984千円</td></tr> <tr> <td>長期差入保証金</td><td>26,765千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>37,606千円</td></tr> </table>	未収投資顧問料	17,984千円	長期差入保証金	26,765千円	未払手数料	37,606千円	* 2 関係会社に対する資産及び負債 <table> <tr> <td>未収投資顧問料</td><td>13,431千円</td></tr> <tr> <td>長期差入保証金</td><td>26,765千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>34,691千円</td></tr> </table>	未収投資顧問料	13,431千円	長期差入保証金	26,765千円	未払手数料	34,691千円
未収投資顧問料	17,984千円												
長期差入保証金	26,765千円												
未払手数料	37,606千円												
未収投資顧問料	13,431千円												
長期差入保証金	26,765千円												
未払手数料	34,691千円												

(損益計算書関係)

第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第25期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日				
* 1 関係会社との重要な取引高 <table> <tr> <td>支払手数料</td><td>199,128千円</td></tr> </table>	支払手数料	199,128千円	* 1 関係会社との重要な取引高 <table> <tr> <td>支払手数料</td><td>194,923千円</td></tr> </table>	支払手数料	194,923千円
支払手数料	199,128千円				
支払手数料	194,923千円				

(株主資本等変動計算書関係)

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第24期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第25期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日												
1.リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	該当事項はありません。												
<table><tr><td></td><td>器具備品 (千円)</td><td>合計 (千円)</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>減価償却累計額 相当額</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	—	—	減価償却累計額 相当額	—	—	期末残高相当額	—	—	
	器具備品 (千円)	合計 (千円)											
取得価額相当額	—	—											
減価償却累計額 相当額	—	—											
期末残高相当額	—	—											
未経過リース料期末残高相当額													
1 年以内	- 千円												
1 年超	- 千円												
合計	- 千円												
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額													
支払リース料	560千円												
減価償却費相当額	474千円												
支払利息相当額	18千円												
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法													
減価償却費相当額の算定方法													
・リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。													
利息相当額の算定方法													
・リース料総額とリース物件の取得価格相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。													

（金融商品関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	628,350	628,350	—
(2) 未収委託者報酬	109,780	109,780	—
(3) 未収運用受託報酬	2,653	2,653	—
(4) 未収投資顧問料	20,084	20,084	—
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	100,288	100,288	—
資産計	861,157	861,157	—
(1) 未払金	78,937	78,937	—
負債計	78,937	78,937	—

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	90,000
(2) 長期差入保証金	26,819

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
預金	628,350
未収委託者報酬	109,780
未収運用受託報酬	2,653
未収投資顧問料	20,084
合計	760,868

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の

とおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表

には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	583,773	583,773	—
(2) 未収委託者報酬	103,057	103,057	—
(3) 未収運用受託報酬	2,586	2,586	—
(4) 未収投資顧問料	22,342	22,342	—
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	38,383	38,383	—
資産計	750,144	750,144	—
(1) 未払金	72,010	72,010	—
負債計	72,010	72,010	—

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	120,000
(2) 長期差入保証金	26,819

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前の計数であります。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
預金	583,773
未収委託者報酬	103,057
未収運用受託報酬	2,586
未収投資顧問料	22,342
合計	711,760

(有価証券関係)

第24期(平成22年3月31日現在)

1. その他有価証券

区分	第24期 (平成22年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	101,713	100,288	1,425
小計	101,713	100,288	1,425
合計	101,713	100,288	1,425

第25期(平成23年3月31日現在)

1. その他有価証券

区分	第25期 (平成23年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	38,383	38,383	—
小計	38,383	38,383	—
合計	38,383	38,383	—

表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度におい
て減損処理を行い、投資有価証券評価損63,330千円を計上しております。

(デリバティブ取引関係)

第24期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第24期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第25期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日																												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、平成14年 7 月に退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するとともに、平成15年 2 月より総合設立型の厚生年金基金に加入しております。 2. 退職給付債務に関する事項 確定拠出年金制度への移行により、従来の退職給付引当金残高は全額取り崩しております。 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等(注 1)</td><td>3,277千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用計</td><td>3,277千円</td></tr> <tr> <td>その他(注 2)</td><td>2,411千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5,688千円</td></tr> </table> (注 1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額 3,277千円は勤務費用に含めております。 (注 2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。 4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成21年 3 月31日現在) <table> <tr> <td>年金資産</td><td>127,937,216千円</td></tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務</td><td>155,636,825千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>27,699,608千円</td></tr> </table> (2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成21年 3 月31日現在) 当社の加入員数割合 0.02% (3) 補足説明 上記の差引額 27,699,608千円は、平成20年度不足金27,896,154千円、別途積立金19,539,486千円及び資産評価調整加算額19,342,940千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。	勤務費用等(注 1)	3,277千円	退職給付費用計	3,277千円	その他(注 2)	2,411千円	合計	5,688千円	年金資産	127,937,216千円	年金財政計算上の給付債務	155,636,825千円	差引額	27,699,608千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 同左 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等(注 1)</td><td>2,943千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用計</td><td>2,943千円</td></tr> <tr> <td>その他(注 2)</td><td>2,251千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5,195千円</td></tr> </table> (注 1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額 2,943千円は勤務費用に含めております。 (注 2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。 4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成22年 3 月31日現在) <table> <tr> <td>年金資産</td><td>161,054,805千円</td></tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務</td><td>159,998,978千円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>1,055,827千円</td></tr> </table> (2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成22年 3 月31日現在) 当社の加入員数割合 0.02% (3) 補足説明 上記の差引額1,055,827千円は、平成21年度剰余金23,339,881千円、繰越不足金8,356,668千円及び資産評価調整額13,927,386千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。	勤務費用等(注 1)	2,943千円	退職給付費用計	2,943千円	その他(注 2)	2,251千円	合計	5,195千円	年金資産	161,054,805千円	年金財政計算上の給付債務	159,998,978千円	差引額	1,055,827千円
勤務費用等(注 1)	3,277千円																												
退職給付費用計	3,277千円																												
その他(注 2)	2,411千円																												
合計	5,688千円																												
年金資産	127,937,216千円																												
年金財政計算上の給付債務	155,636,825千円																												
差引額	27,699,608千円																												
勤務費用等(注 1)	2,943千円																												
退職給付費用計	2,943千円																												
その他(注 2)	2,251千円																												
合計	5,195千円																												
年金資産	161,054,805千円																												
年金財政計算上の給付債務	159,998,978千円																												
差引額	1,055,827千円																												

(税効果会計関係)

第24期 平成22年3月31日現在	第25期 平成23年3月31日現在																																				
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>1,702千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>3</td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>582</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>580</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>940</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>3,809</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>3,809</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	1,702千円	減価償却費	3	電話加入権	582	その他有価証券評価差額金	580	その他	940	繰延税金資産小計	3,809	評価性引当額	3,809	繰延税金資産合計	—	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>5,636千円</td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>582</td></tr> <tr> <td>投資損失引当金</td><td>22,426</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>25,769</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>905</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>55,319</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>55,319</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> </table>	繰延税金資産		繰越欠損金	5,636千円	電話加入権	582	投資損失引当金	22,426	投資有価証券評価損	25,769	その他	905	繰延税金資産小計	55,319	評価性引当額	55,319	繰延税金資産合計	—
繰延税金資産																																					
繰越欠損金	1,702千円																																				
減価償却費	3																																				
電話加入権	582																																				
その他有価証券評価差額金	580																																				
その他	940																																				
繰延税金資産小計	3,809																																				
評価性引当額	3,809																																				
繰延税金資産合計	—																																				
繰延税金資産																																					
繰越欠損金	5,636千円																																				
電話加入権	582																																				
投資損失引当金	22,426																																				
投資有価証券評価損	25,769																																				
その他	905																																				
繰延税金資産小計	55,319																																				
評価性引当額	55,319																																				
繰延税金資産合計	—																																				
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td></td><td>(%)</td></tr> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>45.83</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金にされない項目</td><td>5.14</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>8.23</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>8.23</td></tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.69	(調整)		評価性引当額の増減	45.83	交際費等永久に損金にされない項目	5.14	住民税均等割等	8.23	税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.23	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。																						
	(%)																																				
法定実効税率	40.69																																				
(調整)																																					
評価性引当額の増減	45.83																																				
交際費等永久に損金にされない項目	5.14																																				
住民税均等割等	8.23																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.23																																				

(資産除去債務関係)

第25期（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(セグメント情報)

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者情報)

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	55,284	グループの統括・運営	(被所有) 直接 100%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等の賃貸	-	長期差入保証金	26,765

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事務所等の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンドマネジメントカンパニーエスエー	ルクセンブルグ大公国：ルクセンブルグ	90	ファンドの管理会社	(所有) 直接 99.9%	管理会社に対するファンドに関する投資助言業務 役員の兼任	投資顧問料の受取	収益 81,758	未収投資顧問料	17,984

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

3. SBIファンドマネジメントカンパニーエスエーは平成21年6月30日に増資を行っております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	株式会社SBI証券	東京都港区	47,937	ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業	なし	当社投信商品の販売	販売代行手数料の支払い	費用 199,128	未払手数料	37,606

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所 市場第一部）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	73,236	グループの統括・運営	(被所有) 直接 100%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等の賃貸	26,765	長期差入保証金	26,765

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 事務所等の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンドマネジメントカンパニーエスエー	ルクセンブルグ大公国：ルクセンブルグ	120	ファンドの管理会社	(所有) 直接 99.9%	管理会社に対するファンドに関する投資助言業務 役員の兼任	投資顧問料の受取	収益 60,805	未収投資顧問料	13,431

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。
3. SBIファンドマネジメントカンパニーエスエーは平成22年6月29日に増資を行っております。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	株式会社SBI証券	東京都港区	47,937	ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業	なし	当社投信商品の販売	販売代行手数料の支払い	費用 194,923	未払手数料	34,691

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

SBIホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所 市場第一部）

(1株当たり情報)

	第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第25期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1株当たり純資産額	24,590円36銭	21,086円70銭
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失（ ）	96円89銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	3,542円61銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第25期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
当期純利益又は当期純損失（ ） (千円)	3,546	129,659
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ） (千円)	3,546	129,659
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

第24期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

中間貸借対照表

科 目	注記 番号	第26期中間会計期間末 (平成23年 9 月30日現在)	
		金 額(千円)	構成比(%)
(資産の部)			
・ 流動資産			
預金		588,812	
前払費用		2,775	
未収委託者報酬		88,308	
未収運用受託報酬		2,574	
未収投資顧問料		20,025	
その他		6,193	
流動資産合計		708,689	84.6
・ 固定資産			
1 有形固定資産	* 1		
器具備品		1,055	
有形固定資産合計		1,055	0.1
2 無形固定資産			
電話加入権		67	
その他		2,360	
無形固定資産合計		2,427	0.3
3 投資その他の資産			
投資有価証券		39,837	
関係会社株式		57,576	
長期差入保証金		26,819	
長期前払費用		1,458	
投資その他の資産合計		125,691	15.0
固定資産合計		129,174	15.4
資産合計		837,864	100.0

科 目	注記 番号	第26期中間会計期間末 (平成23年 9 月30日現在)	
		金 額(千円)	構成比(%)
(負債の部)			
・ 流動負債			
預り金		573	
未払金		65,860	
(未払手数料)	* 3	(47,651)	
未払法人税等		892	
未払消費税等	* 2	2,114	
流動負債合計		69,441	8.3
・ 固定負債			
繰延税金負債		591	
固定負債合計		591	0.1
負債合計		70,033	8.4
(純資産の部)			
・ 株主資本			
1 資本金		400,200	47.7
2 利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		366,769	
利益剰余金合計		366,769	43.8
株主資本合計		766,969	91.5
・ 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		862	
評価・換算差額等合計		862	0.1
純資産合計		767,831	91.6
負債・純資産合計		837,864	100.0

[次へ](#)

中間損益計算書

科 目	注記 番号	第26期中間会計期間 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日		
		内 訳(千円)	金 額(千円)	百分比(%)
・ 営業収益				
委託者報酬		292,833		
運用受託報酬		7,464		
投資顧問料		36,855	337,152	100.0
・ 営業費用		230,667		
・ 一般管理費	* 1	98,976	329,644	97.8
営業利益			7,508	2.2
・ 営業外収益			45	0.0
・ 営業外費用			0	0.0
経常利益			7,554	2.2
・ 特別損失	* 2		12,213	3.6
税引前中間純損失()			4,659	1.4
法人税、住民税及び事業税			145	0.0
中間純損失()			4,804	1.4

中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第26期中間会計期間 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日
株主資本	
資本金	
当期首残高	400,200
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	400,200
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	371,573
当中間期変動額	
中間純損失()	4,804
当中間期変動額合計	4,804
当中間期末残高	366,769
利益剰余金合計	
当期首残高	371,573
当中間期変動額	
中間純損失()	4,804
当中間期変動額合計	4,804
当中間期末残高	366,769
株主資本合計	
当期首残高	771,773
当中間期変動額	
中間純損失()	4,804
当中間期変動額合計	4,804
当中間期末残高	766,969
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	—
当中間期変動額	862
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	862
当中間期変動額合計	862
当中間期末残高	862
評価・換算差額等合計	
当期首残高	—
当中間期変動額	862
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	862
当中間期変動額合計	862
当中間期末残高	862
純資産合計	
当期首残高	771,773
当中間期変動額	
中間純損失()	4,804
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	862
当中間期変動額合計	3,941
当中間期末残高	767,831

重要な会計方針

項 目	第26期中間会計期間 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日
1．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は、器具備品 5～15年であります。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3．長期前払費用	長期前払費用 均等償却によっております。 なお、償却年数は3年であります。
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。

追加情報

第26期中間会計期間 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日
第26期中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第26期中間会計期間末 (平成23年 9月30日現在)	
* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
器具備品	7,780千円
合計	7,780千円
* 2 . 消費税及び地方消費税の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	
* 3 . 未払金の内訳科目として未払手数料を表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第26期中間会計期間 自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日	
* 1 . 減価償却実施額	
有形固定資産	194千円
無形固定資産	278千円
* 2 . 特別損失の内訳は次のとおりであります。	
関係会社株式評価損	7,309千円
和解金	4,904千円
合計	12,213千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第26期中間会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	36,600	—	—	36,600

2 . 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 . 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 . 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第26期中間会計期間 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第26期中間会計期間（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年 9 月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	588,812	588,812	—
(2) 未収委託者報酬	88,308	88,308	—
(3) 未収運用受託報酬	2,574	2,574	—
(4) 未収投資顧問料	20,025	20,025	—
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	39,837	39,837	—
資産計	739,558	739,558	—
(1) 未払金	65,860	65,860	—
負債計	65,860	65,860	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表上計上額
(1) 子会社株式	57,576
(2) 長期差入保証金	26,819

- (1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

（有価証券関係）

第26期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	第26期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)		
	取得原価 (千円)	中間貸借対 照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	38,383	39,837	1,454
小計	38,383	39,837	1,454
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	38,383	39,837	1,454

（デリバティブ取引関係）

第26期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

第26期中間会計期間 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第26期中間会計期間 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日
1.セグメント情報 当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 売上高 本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。 有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。 (3) 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。 3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 該当事項はありません。 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項 目	第26期中間会計期間 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日
1 株当たり純資産額	20,979円00銭
1 株当たり中間純損失	131円26銭

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1 株当たり純資産の算定上の基礎は次のとおりであります。

項 目	第26期中間会計期間末 (平成23年 9 月30日現在)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	767,831
普通株式に係る純資産額 (千円)	767,831
差額の主な内訳 (千円)	—
普通株式の発行済株式数 (株)	36,600
1 株当たり純資産の算定に用いられた 普通株式の数 (株)	36,600

3 . 1 株当たり中間純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。

項 目	第26期中間会計期間 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日
中間純損失 (千円)	4,804
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式にかかる中間純損失 (千円)	4,804
期中平均株式数 (株)	36,600

(重要な後発事象)

第26期中間会計期間 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月 9 日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮崎 哲
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年1月26日

S B I アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

三響監査法人

指定社員	公認会計士 山下章太	印
業務執行社員		
指定社員	公認会計士 佐武 伸	印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIグレーターチャイナCBファンドの平成23年6月7日から平成23年12月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIグレーターチャイナCBファンドの平成23年12月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年6月7日から平成23年12月6日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月16日

SBIアセットマネジメント 株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員	公認会計士	加藤 善孝
業務執行社員		

指定社員	公認会計士	宮崎 哲
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当事業年度より投資損失引当金を計上している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月15日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
公認会計士 鶴見 寛
業務執行社員

指定社員
公認会計士 小松 亮一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。